

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各位

京 都 市 都 市 計 画 局
建 築 指 導 部 建 築 審 査 課 長

建築基準法第 27 条第 1 項第 1 号における警報設備の構造方法及び設置方法について

平素は、本市の行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

この度、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（「平成 20 年総務省令第 156 号」以下「特小省令」という。）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（「昭和 56 年自治省令第 17 号」以下「感知器省令」という。）並びに特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（「平成 20 年消防庁告示第 25 号」以下「基準告示」という。）が令和 6 年 7 月 23 日に、「警報設備の構造方法及び設置方法を定める件」（「令和元年国土交通省告示第 198 号」以下「警報設備告示」という。）が令和 7 年 2 月 28 日に改正されました。

これを受け、建築基準法（以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 1 号で求められる警報設備の構造方法及び設置方法について、下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

- ・ 警報設備の構造方法及び設置方法について

これまで、法第 27 条で求められる警報設備は、連動型警報機能付感知器（受信機なし）は指定されておらず、受信機が必要となる自動火災報知設備又は受信機付き特定小規模施設用自動火災報知設備のいずれかに限られていた。

この度の特小省令、感知器省令、基準告示及び警報設備告示の改正により、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする場合は、連動型警報機能付感知器（受信機なし）による対応も可能となった。

以上

【参考】

特小省令、感知器省令、基準告示及び警報設備告示の改正により、京都市建築法令実務ハンドブックの下記項目を下表のとおり読み替えます。

項目	場所	旧	新
単４－６	解釈２	法第２７条で求められる 警報設備は、住宅で一般的な連動型警報機能付感知器（受信機なし）は指定されておらず、受信機が必要となる自動火災報知設備又は受信機付き特定小規模施設用自動火災報知設備のいずれかに限られている。 警報設備の構造方法及び設置方法については、令和元年国交告第１９８号を参照のこと。また、「消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準２４ 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」も参考とされたい。	法第２７条で求められる警報設備の構造方法及び設置方法については、令和元年国交告第１９８号を参照のこと。また、「消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準２４ 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」も参考とされたい。